

様式第9号(刑訴第223条、第198条)

(乙)

## 供述調書

住居 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

( )

職業 国家公務員(経済産業技官)

氏名

上記の者は、令和元年6月14日、東京都千代田区霞が関1丁目3番1号経済産業省において、本職に対し、任意次のとおり供述した。

1 私は、現在、経済産業省 課に  
おいて課長補佐をしております。

はじめに私の所属している 課の担当業務について説明いたします。

当課では、安全保障貿易管理制度の管理運用や法令解釈等に関するなどを主な業務としておりますが、私は総括担当の課長補佐として課内の業務を統括しています。

なお、当課の下には安全保障貿易国際室、安全保障貿易検査官室が置かれています。

2 現在、警視庁において、外国為替及び外国貿易法違反事件を捜査中とのことで、安全保障貿易国際室と国際輸出管理レジームとの関わり及び国際輸出管理レジームと外国為替及び外国貿易法等との関係性のほか、特に化学及び生物兵器の開発製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする国際会議「オーストラリア・グループ」を中心にお尋ねですので私が説明いたします。

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

3 安全保障貿易国際室の業務は、主に国際輸出管理レジームのルール形成、
アジア諸国への輸出管理制度構築・運用支援（アウトリーチ）活動の強化等
を行っていますが、この中で我が国の規制追加に関する国際輸出管理レジ
ームのルール形成についてお話しします。
国際輸出管理レジームとは国際的な輸出管理の枠組みのことですが、以後
お話しするうえで、
レジーム
としてお話しします。
大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理
については、我が国を含めた輸出管理主要国が参加するレジーム会合におい
て輸出規制すべき対象品目が合意されています。
レジームには、
原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group）
オーストラリア・グループ（Australia Group）
ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Rejime）
ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement）
という4つのグループがありますが、我が国はこの4つ全てにおいて発足メ
ンバーとしてルール形成に参加してきました。
今後、お話しするうえで、
各レジームはそれぞれの英語表記のイニシャルをとり、
原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group）は
NSG
オーストラリア・グループ（Australia Group）は

警 視 庁

AG

ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime) は

MTCR

ワッセナーアレンジメント (Wassenaar Arrangement) は

WA

としてお話しします。

NSG は、

1974年のインドの核実験成功を契機に、原子力関連資機材・技術の輸出管理を行うことを目的として発足したグループ

AG は、

1984年のイラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機に化学及び生物兵器開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的として発足したグループ

MTCR は、

核兵器等の大量破壊兵器不拡散の観点から、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術を規制することを目的として1987年に発足したグループ

WA は、

通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの核の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与すること、また、グローバルなテロとの戦いの一環として、テロリスト・グループ等に

警 視 庁

よる通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的として1996年に発足したグループです。

AGを中心にお話ししますと、AGは例年2月頃に中間会合、6月頃に総会と年に2回の会合が行われます。その中で世界情勢に沿って輸出規制すべき対象の追加、変更及び削除等の改正議題が話し合われます。我が国でも適切かつ効果的な安全保障貿易管理を推進する上で、安全保障貿易国際室を中心として国内産業界等の実態調査を行うなどした結果及び専門家の意見等も参考にしながら、我が国の意見をとりまとめてレジーム会合の場で提案をしています。

レジームでの合意事項は、各参加国がこの合意事項を担保しつつ自国の輸出管理法令に規定することで、輸出管理の対象としています。

そういうわけで、安全保障貿易国際室ではレジームの合意事項を外国為替及び外国貿易法等の我が国の輸出管理法令に反映させることも重要な任務となります。

4 レジームと我が国の外国為替及び外国貿易法との関係についてお話しします。

我が国の輸出規制の基本となる法律が「外国為替及び外国貿易法」であり、これに基づき、経済産業大臣の許可が必要となる特定の貨物や技術が「輸出貿易管理令別表第1」と「外国為替令別表」にそれぞれ定められ、それらの貨物や技術の仕様が「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」で定められています。また、「輸出貿易管理令の運用について」には、輸出貿易管理令別表第1の解釈など、輸出貿

(供述調書等継続用紙)

日付

易管理令及びこれに基づく法令の運用が定められています。

今後、説明するうえで、

外国為替及び外国貿易法のことを

外為法

輸出貿易管理令のことを

輸出令

外国為替令のことを

外為令

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を

定める省令のことを

貨物等省令

としてお話しします。

これからは、貨物の輸出規制についてのみ説明します。

我が国では、国際的な合意を受けて武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制するため、外為法第48条第1項に基づき特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出する場合には、輸出令第4条に規定された例外が適用される場合を除いて経済産業大臣の許可を受けなければなりません。

この規制の中でも、輸出令別表第1の1の項及び5の項から15の項の中欄に掲げられた貨物に対する規制を

リスト規制

と呼んでおり、同規制の対象となる貨物は、レジーム合意を受けて、輸出令別表第1の1の項及び5の項から15の項がWAに基づき「通常兵器及び

警 視 庁

関連品目】

2の項が NSG に基づき「原子力関連品目」

3の項及び3の2の項が AG に基づき「化学・生物兵器関連品目」

4の項が MTCR に基づき「ミサイル関連品目」

として整備されており、この貨物の具体的な仕様は、

貨物等省令第1条から第14条

に定められています。この輸出令別表第1の1の項から15の項の中欄に掲  
げられた貨物のうち、貨物等省令に規定されている仕様を満たす貨物を輸出  
令別表第1の下欄に掲げる地域(全地域)を仕向地として輸出する場合には、  
経済産業大臣の許可を受けなければならないのです。

以上のこと(録取して読み聞かせた上関人を  
いたところ、誤りがないことを申し立て末尾に署名  
押印した。

前回日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

警 視 庁